

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家をはじめお客様や社会からの信頼をより高め、「社会に貢献できる企業」となるため、コーポレートガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして認識し、その取り組みを行っております。

当社は、経営の監視を客観的に行うため、社外取締役及び社外監査役をおき、取締役会、監査役会において監督・監査を行っております。また、業務執行を担当する取締役の権限と分担を明確化し、監査機能の充実を図るとともに、従業員の効率的な配置、情報管理の一元化により、的確な情報公開に努め、社会のニーズにあった健全な企業経営に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-3】

当社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点から考慮し、株主総会関連の日程の適切な設定に努めておりますが、会計監査人や監査役が行う監査業務や株主総会の招集に係る事務手続等の期間により、株主総会開催集中日に株主総会を行う場合があります。

【補充原則1-2-4】【補充原則3-1-2】

当社では、機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用等及び招集通知の英訳等を実施しておりません。

ただし、今後、当社の株主構成の変化等に応じて、実施の検討を進めて参ります。

【補充原則1-2-5】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿に記載されている株主のみが行使することができるものとしており、信託銀行等の名義で株式を保有するいわゆる実質株主による株主総会への出席や、議決権の行使については、その者が実質株主であることの確認手続きや議決権の二重行使のおそれ等の課題があり、各上場会社による対応も分かれていることから、現時点では認めておりません。なお、法定である議決権の不統一行使については、これまで対応してきております。今後、機関投資家等の要請等を勘案の上、継続的に適切な対応を検討して参ります。

【補充原則4-1-2】【原則5-2】

当社は、経営環境の変化が激しい中で、迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行うとともに、株主、投資家の皆様に当社の経営戦略や財務状況等を正しく理解していただくための情報開示のあり方として、中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標を設定し公表するとともに、各事業年度の業績予想を開示し、業績予想の修正や予想値と実績値との差異が生じた場合には、取締役会等においてその原因や対応を検討の上、修正や差異が生じた理由を公表することとしております。

【補充原則4-2-1】

経営陣の報酬は、株主総会の決議による総枠の範囲内で、当社業績、従業員給与との釣り合い及び同業他社等の水準その他を勘案して、中長期的な会社業績を鑑みた上で決定しております。そのなかで当社の持続的な成長に資する健全なインセンティブの付与や、株主利益との親和性を高める観点から、報酬制度について継続的に検討を行って参ります。

【原則4-8】

当社では、現在独立社外取締役を1名選任しております。当社の事業規模、経営の監督・監査に係る各機関の役割や連携等を鑑み、経営の監督・監査は十分に果たされているものと判断しておりますが、今後、更なるコーポレートガバナンスの強化が必要と判断した場合には、十分な資質を備えた独立社外取締役の増員を検討して参ります。

【補充原則4-10-1】

当社は、以下の手続きにより独立社外取締役の適切な関与・助言を得ておりますので、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置する予定はありません。当社では、取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選任について、社外取締役を含む取締役会において決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会において決定しております。以上、現行の手続きにより適切に機能していると考えております。

【補充原則4-11-3】

報告事項及び上程された各議案について活発な議論がなされ、取締役、監査役より示された各指示・意見は、速やかに当社の業務運営に反映されていることから、取締役会の実行性は保たれていると考えております。今後、有効な取締役会全体の実行性についての分析・評価の手法等について継続的に検討を行って参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、中長期的に当社の企業価値向上に資すると認められる場合、政策保有株式を保有する可能性があります。政策保有株式に係る議決権行使については、当社の保有目的を鑑み企業価値向上の観点から判断し議決権を行使致します。

【原則1 - 7】

当社は、当社と取締役とが取引を行う場合、会社法及び取締役会規則の定めに従い、取締役会で取引の承認を行うこととしております。また、当社が主要株主等と取引する場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会での承認を要することとしております。

【原則3 - 1】

(1)当社は、経営理念及び中長期経営戦略を定め、当社ウェブサイト(http://www.kachikaihatsu.co.jp/company_policy.html)、有価証券報告書等に開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬は、株主総会の決議による総枠の範囲内で、当社業績、従業員給与との釣り合い及び同業他社等の水準その他を勘案して、取締役会において決定する旨を役員報酬規程に定めております。

(4)取締役候補の指名を行うに当たっては、取締役会の構成の方針を勘案の上、再任者は、任期中の企業価値向上等への貢献を踏まえて再任に相応しいか否かを審議し、取締役会にて再任者を決定しております。新任者は、社内外の人材で経営を担うに値する高い知見を持った人材を、実績等を踏まえた上で総合的に判断し、取締役会にて決定しております。

監査役候補の指名を行うに当たっては、法定の手続きに加え、監査役が取締役の職務執行の監査を職務とする独立性の高い機関であることを念頭に、その職責を果たしうる高い見識や豊富な経験、知見等を有しているか否かを審議した上で取締役会にて決定しております。

(5)当社は、取締役・監査役の選任議案の上程時に株主総会招集通知において、各候補者の選任・指名理由を開示しております。

【補充原則4 - 1 - 1】

取締役会は、取締役会規則及び職務分掌・権限規程を定め、経営戦略等に係る事項、重要な業務執行に係る事項等については取締役会において決議する旨及びその他の業務執行に係る事項については、社長等が決定する旨を定めております。

【原則4 - 8】

当社では、現在独立社外取締役を1名選任しております。当社の事業規模、経営の監督・監査に係る各機関の役割や連携等を鑑み、経営の監督・監査は十分に果たされているものと判断しておりますが、今後、更なるコーポレートガバナンスの強化が必要と判断した場合には、十分な資質を備えた独立社外取締役の増員を検討して参ります。

【原則4 - 9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を、原則として当社の独立性判断基準としておりますが、更に、独立性の判断に当たっては、当該基準を満たすだけでなく、コーポレートガバナンス強化に資する専門知識を持ち、実質的に独立性を確保できる人材であるか否かを、取締役会で審議の上、決定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社では、取締役会における実質的な議論を確保しつつ、取締役の多様性にも配慮する観点から、当社の取締役の人数は、6名以下とし、そのなかに適切な人数の独立社外取締役を設置しております。また、取締役会の構成は、当社の経営理念を共有する者で、現在行っている事業における業務の経営に精通した人材を中心に、将来行う可能性のある事業領域において経営に強みを発揮できる人材、経営管理に適した人材、監督機能を十分果たせる人材等のバランスを考慮し決定しております。

当社の取締役候補者の決定は、上記の方針に基づき取締役会が行っております。

【補充原則4 - 11 - 2】

各取締役・監査役の兼任状況は、事業報告・株主総会参考書類・有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

報告事項及び上程された各議案について活発な議論がなされ、取締役、監査役より示された各指示・意見は、速やかに当社の業務運営に反映されていることから、取締役会の実行性は保たれていると考えております。今後、取締役会全体の実行性についての有効な分析・評価の手法等について継続的に検討を行って参ります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識の共有、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供など、個々の取締役・監査役に適した社内外におけるトレーニングの機会の提供を当社の費用で行っております。

【原則5 - 1】

(1)当社では、取締役管理本部長をIR担当取締役としております。

(2)当社では、総務部をIR担当部署として、管理本部に総務部、経理部等を置き、各部署間の有機的な連携を図っております。

(3)当社は、株主・投資家の皆様との対話を、経営の重要事項のひとつとして認識し、可能な限り株主・投資家の皆様へ情報を提供する場を設けていきます。株主・投資家の皆様への平等な情報開示と適時性及び伝播の範囲を勘案し、当社ウェブサイト及びTDnetを通じた情報開示を中心に取り組んで参ります。

(4)当社は、株主・投資家の皆様との対話において把握された当社への意見・懸念を、IR担当取締役より経営陣幹部や取締役会へ報告することとなっております。

(5)当社は、内部取引の規制及び内部情報の管理に関する規程を定め、インサイダー情報を管理し、インサイダー情報の外部漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社レンブラントホテルホールディングス	2,256,500	16.82
木下 雅勝	655,700	4.88
柏崎 慎悟	325,900	2.42

草山 清和	172,300	1.28
株式会社西田コーポレーション	147,000	1.09
株式会社マースエンジニアリング	147,000	1.09
村山 信也	126,800	0.94
小川 久哉	110,000	0.82
日本証券金融株式会社	109,900	0.81
澤本 宏美	100,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村 康一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 康一			木村 康一氏は、長年にわたり金融業に従事し、財務・金融に関する豊富な経験を有しております。また、直接会社経営に関与した経験もあり、多様なステークホルダーの視点から会社経営を統括・監督する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役としての職責を果たすことのできる適切な人材と判断したため、社外取締役として選任しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より、年間の監査計画、監査方針、監査内容等の説明を受けております。また、内部監査部門を含めて、会計監査人より、四半期ごと定期的に、監査の結果や決算上の諸問題等について報告を受け、意見及び情報の交換を行い、相互の連携を図っております。監査役は、内部監査部門より、期初に年間の内部監査計画の説明を受けております。また、常勤監査役は、常時内部監査の状況について報告を受けており、監査役会は、年2回定期的に内部監査の結果の報告を受け、意見及び情報の交換を行い、双方の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀田 滋朗	他の会社の出身者													
小川 喜之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀田 滋朗			堀田 滋朗 氏は、直接会社経営に関与した経験もあり、会社の財務及び法務に精通しており、会社経営を統括・監査する十分な知見を有しており、当社の監査業務を行う適切な人材と判断したため、社外監査役として選任しております。
小川 喜之			小川 喜之 氏は、会社役員としての経験や不動産関連事業等の各分野における高い見識を有しており、当社の監査業務を行う適切な人材と判断したため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、士気向上を目的としてストックオプション(新株予約権)を付与していましたが、第139期以降は付与していません。今後、当社の持続的な成長に資する健全なインセンティブの付与や、株主利益との親和性を高める観点から、報酬制度について継続的に検討を行って参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役別に人数、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、株主総会の決議による総枠の範囲内で、当社業績、従業員給与との釣り合い及び同業他社等の水準その他を勘案して、取締役会において決定する旨役員報酬規程に定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部総務部の使用人が適宜対応しております。また、当社の事業に関する状況については、経営戦略会議が適宜調査し、報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役・監査役会により取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。また、当社の事業体制に相応しいコーポレート・ガバナンス体制を次のとおり構築し、充実を図っております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、当社の業務執行の重要事項を決定すること、取締役の職務の執行を監督すること、代表取締役の選定及び解職を行うこと等を職務としております。執行責任を負う取締役との機能分担の明確化を図るために、取締役会は、事業戦略の決定と進捗状況の監督に特化しており、迅速かつ戦略的な意思決定と健全かつ適切なモニタリングとの両立を図っております。

2. 監査役・監査役会

当社の監査役・監査役会は、ガバナンスのあり方やその運営状況の監視、取締役の職務の執行を含む経営の日常活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席や取締役、従業員、会計監査人等からの報告の收受をはじめとする法令上の権限のほか、取締役会及び経営戦略会議にて決定された事項、リスク管理に関する重要な事項について議事録、報告書類等の閲覧及び報告を受ける権限と職務を補助する人員、事務局が必要であれば設置を求める権限を有しております。また、常勤監査役は、重要な会議への出席など、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

3. 会計監査人

当社の会計監査人は、財務諸表等の適正性について意見表明を行っております。会計監査人は、取締役、従業員等から取引情報の收受や重要な子会社への往査等を行い財務諸表等の適正性を担保しております。

4. 経営戦略会議

当社は、取締役及び従業員で構成される経営戦略会議を設置しております。経営戦略会議は、取締役会より権限委譲された業務執行の意思決定、代表取締役への助言及び提言、事業の進捗状況や問題点等の情報収集等を行っております。また、当社を取り巻く様々なリスク情報の収集・分析・検討・対処等を行い、状況を取締役会へ報告することを行っております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役及び会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主、投資家をはじめ、社会からの信頼を高め、「社会に貢献できる企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして認識し、その取り組みを行っております。

当社は、業務執行を担当する取締役の権限と分担を明確化し、取締役会と監査役・監査役会による監督及び監査機能の充実を図っております。更に経営の監視を客観的に行うため、社外取締役及び社外監査役をおき、社会のニーズに合った健全な企業経営に取り組んでおります。また、従業員の効率的な配置、情報管理の一元化により、的確な情報公開に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間程度早めて招集通知を発送しております。
その他	招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet及び自社のウェブサイトにより電子的に公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ (http://www.kachikaihatsu.co.jp) に、東京証券取引所を通じて開示した情報、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、事業報告書、株主情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部長 秋山 耕一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客さま、取引先、地域社会、投資家に信頼される企業の実現のため、役員及び従業員の行動指針として企業倫理綱領を定め、その遵守を義務付けたコンプライアンス規程を制定し、企業の社会的責任を果たせるように取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会の発展に寄与する商品及びサービスの提供はもとより、地球環境に配慮した事業活動や社会貢献活動を推進していきたいと考えております。近年、企業の果たすべき役割や責任に対する関心が高まるなか、当社は、様々なステークホルダーから今まで以上に信頼される企業を目指して企業の社会的責任(CSR)への取り組みを強化してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業として社会的責任を自覚し法令や企業倫理の遵守及び株主、従業員、取引先、地域社会等の全てのステークホルダーとの協力関係の樹立等、よき市民としての責任を果たしながら事業活動を推進するため、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、役員及び従業員が、内部統制システムを理解、遵守し、健全な企業活動を推進するよう教育を通じて周知徹底しております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業の役員及び従業員には、法令遵守は当然のこととして、よき市民としての倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められているとの認識に基づき、全社的な企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため企業倫理綱領を定め、社会規範、倫理、法令等を遵守し、公正かつ適切な経営の実現と地域社会との調和を図るものとする。

当社は、内部統制システムの整備を充実させるため、内部監査室を設置し、会社としてリスクの高いものに対し、監査を行い、内部統制システムに必要な改善勧告を行うものとする。内部監査室は、当社の監査方針を定める内部監査規程、監査計画書等に従い、監査役会や会計監査人と連携を図りながら部門別に監査を実施し、取締役の業務執行に関する報告については、代表取締役、取締役会及び監査役会へ報告し、従業員の業務執行に関するものは、代表取締役へ報告する体制を敷くものとする。

2. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動に関して統制環境から各業務の統制活動までの文書化を行うものとする。これら文書は、各部門において点検を行った上で改善を行いながら内部統制の有効性を担保し、内部統制システムの充実を図るものとする。

3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に関する状況は、取締役会議事録に記録し、これを保管するものとする。また、代表取締役を含む業務執行取締役及び従業員により構成され、取締役会で権限委譲された業務執行に係る意思決定を行う組織として経営戦略会議を設置し、その内容を経営戦略会議議事録に記録し、併せて保管するものとする。これらの議事録は、監査役が求めた場合は、いつでも当該議事録を閲覧に供するものとする。また、取締役会議事録、経営戦略会議議事録及び契約書等の重要文書の記録、保存及び管理に関する「文書管理規程」を制定するものとする。

4. 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理の基本方針、体制等を定めた「リスク管理規程」「リスク管理委員会規程」を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するものとする。リスク管理委員会は、当社グループにおけるリスク管理体制の整備、維持及び向上を担い、リスクが顕在化した場合には、その影響を最小限に抑えるため、対応策等について審議を行い、対応策等を決定し実施するものとする。また、当社グループのコンプライアンスの基本方針、体制等を定めた「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」を定め、同規程に基づきコンプライアンス委員会を設置するものとする。コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、維持及び向上を担うものとする。両委員会は、取締役会又は監査役会にリスク管理又はコンプライアンスに係る重要な情報を報告するものとする。

当社は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して財務諸表が作成され、適正な財務報告が行われることを確保するための内部統制を整備及び運用するものとする。

5. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行責任を負う取締役との機能分担の明確化を図るために、取締役会は、事業戦略の決定と進捗状況の監督に特化するものとする。また、当社の事業領域が広範多岐にわたるといふ実態を踏まえ、経営戦略会議が各部門の責任者から情報を収集して、速やかに取締役会へ報告する体制を敷くものとする。

業務執行の効率性、有効性を確保するために以下の体制を敷くものとする。

・取締役会は、業務執行取締役へ目標の明確な付与を行い、その業務管理を行う。

・会社に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため、経営戦略会議にて審議し、取締役会の承認を受けるものとする。

・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施するものとする。さらに、予算管理システムを通じて、売上、利益、財務及び業務上の目標を設定し、定期的にそのレビューを行い、重大な差異が生じた場合は、その内容を調査し、取締役は適切な対応を行うものとする。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の営業、財務、経理、人事等のうち重要な事項の決定は、当社へ報告の上、事前の承認を必要とするものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスク情報の収集・分析・対応等を審議するものとする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を制定し、当社グループ全体の経営の整合性と子会社の取締役の効率的な職務執行を確保するための規則、体制等を定めるものとする。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全体の法令等の適合性を確保するための規則、体制等を定めるものとする。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役から要請があれば、その職務を補助する体制を敷くものとする。

当社は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員が、その命令に関して取締役等の関与を受けない体制を敷くものとする。また、当該従業員の人事異動、人事考課については、監査役の意見を尊重する体制を敷くものとする。

8. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法定の事項に加えて、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を敷くものとする。また、取締役会及び経営戦略会議にて決議された事項、リスク管理に関する重要な事項、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、監査役・監査役会は、議事録の閲覧を要請することができ、取締役及び従業員は、監査役・監査役会に対し、その要請に応じて適宜報告する体制を敷くものとする。

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹

底するものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役と会計監査人との監査が連携を保ちながら行われることを確保するため、依頼する監査・非監査業務、監査報酬等について、監査役会の事前承認を受ける体制を敷くものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力や団体に対して一切の関係を持ちません。また、役員及び従業員は、不当な要求を行う反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、関係排除に取り組んでおります。さらに、当社の企業倫理綱領を役員及び従業員に対し周知徹底するとともに、弁護士、警察、社外コンサルタント等とも連携し、組織的に関係排除に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

